

桃園第二小学校新校舎整備にかかる代替校舎整備について

中野中学校跡施設については、「中野区立小中学校施設整備計画（改定版）」では令和7年度から桃園第二小学校の代替校舎として供用することが示されていたが、スケジュールの変更により令和8年度から供用することとなった。その後、桃花小学校の代替校舎として供用することを予定している。

代替校舎として供用するために必要な内装等改修についての検討を進め、この度、「中野中学校跡施設代替校舎等整備基本計画・基本設計（案）」としてとりまとめたので、下記のとおり報告する。

記

1 中野中学校跡施設代替校舎等整備基本計画・基本設計（案） 別添のとおり

2 整備方針

- ・既存建築物の改修を基本とし、計画通知手続きは見込まない（増築等を行わない）。
- ・内装、電気設備、機械設備は老朽化に伴い、全面改修とする。
- ・諸室の配置については、改修のしやすさ等を考慮して既存の配置を活かしながらも、将来の活用も見据えたものとする。
- ・屋内プール跡は特別教室（音楽室、図工室、理科室、家庭科室）として整備する。
- ・給食室は想定児童数の多い桃花小学校の利用を見越した広さを実施設計で引続き検討する。
- ・外構や外壁については、安全性を考慮のうえ、既存のものを可能な限り再利用する。ただし、再利用する場合においても、見た目の劣化が激しい場合には、児童が気持ちよく学校生活を過ごせるように再塗装などの改修を行う。
- ・耐震補強位置については、変更となる可能性がある。

3 今後のスケジュール（予定）

令和5年	3月～令和6年	6月	内装等工事实施設計
令和5年	10月～令和6年	9月	耐震補強工事
令和6年	12月～令和8年	3月	内装等工事
令和8年	4月		代替校舎供用開始

中野中学校跡施設代替校舎等整備
基本計画・基本設計(案)

令和5年(2023年)2月

中野区教育委員会事務局子ども教育施設課

<目次>

第1章 中野中学校跡施設の整備について……………	1
(1)スケジュール……………	1
(2)想定される学級数と普通教室数……………	2
第2章 改修予定概要……………	4
(1)諸室配置……………	4
(2)改修予定概要……………	4
第3章 整備方針……………	5
第4章 建築想定計画……………	6
(1)外構改修計画……………	6
(2)内装改修計画……………	6
(3)外壁防水改修計画……………	7
第5章 電気設備想定計画……………	8
(1)受変電設備……………	8
(2)幹線・動力設備……………	8
(3)電灯コンセント設備……………	8
(4)拡声設備……………	8
(5)電話設備……………	8
(6)構内情報通信網設備……………	8
(7)テレビ共同受信設備……………	8
(8)防犯カメラ設備……………	9
(9)誘導支援設備……………	9
(10)機械警備設備……………	9
(11)自動火災報知設備……………	9
(12)防災設備……………	9
(13)電気時計設備……………	9
(14)太陽光発電設備……………	9
(15)その他……………	9
(16)別途工事……………	10

第6章 機械設備想定計画	11
1 機械設備基本方針	11
(1)安全と安心の確保	11
(2)快適性、利便性の確保と効率的なコスト計画	11
(3)地域周辺環境への配慮	11
(4)フレキシビリティ・機器更新・メンテナンスの容易な設備計画	11
(5)省エネルギーや地球環境への配慮	11
2 給排水衛生設備計画	12
(1)インフラ計画	12
(2)衛生器具設備	12
(3)給水設備	12
(4)排水設備	13
(5)給湯設備	13
(6)都市ガス設備	14
(7)消火設備	14
(8)校庭散水設備	15
3 空気調和設備計画	15
(1)熱源設備	15
(2)空調設備	15
(3)換気設備	16
(4)自動制御設備	16
(5)排煙設備	17
第7章 施設規模想定	18
全体施設計画図(配置図、平面図、断面図)	巻末

第1章 中野中学校跡施設の整備について

(1) スケジュール

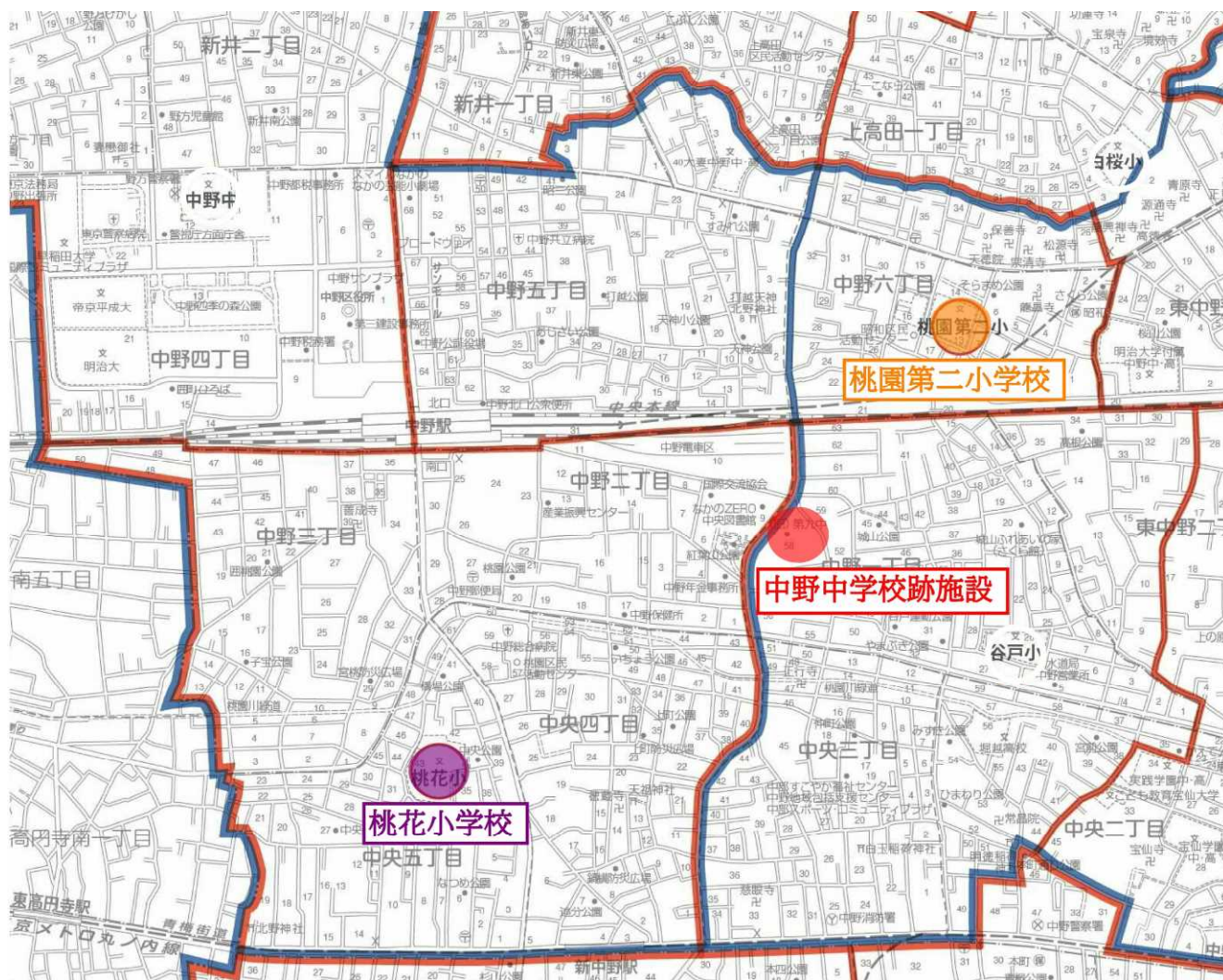
中野中学校跡施設(旧第九中学校。東京都中野区中野一丁目57番12号)については、「中野区立小中学校施設整備計画(改定版)」では令和7年度(2025年度)から桃園第二小学校の代替校舎として供用することが示されていたが、スケジュールの変更により令和8年度(2026年度)から供用することとなった。その後、桃花小学校の代替校舎として供用することを予定している。

代替校舎として供用するために必要な耐震補強工事及び改修工事等は下記スケジュールのとおり。

○中野中学校跡施設の工事等スケジュール(予定)

種別	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
改修工事 実施設計				
耐震補強 工事				
改修工事				

○中野中学校跡施設、桃園第二小学校及び桃花小学校の位置図



※通学区域は令和4年4月現在。

※赤枠は小学校区域界。青枠は中学校区域界。

(2)想定される学級数と普通教室数

桃園第二小学校が代替校舎として供用開始予定の令和8年度(2026年度)における学級数は13学級になると推計している。桃花小学校が代替校舎として供用開始する時期の学級数は推計していないが、現在24学級ある。今後、児童数及び学級数の増加も想定される。

ついては、代替校舎の整備においては、桃花小学校の供用を見込み、普通教室は24教室を整備し、また学級増にも対応できるよう、普通教室への転用が可能な予備教室を4室程度整備する。

【児童数及び学級数の推計表】

年度	2026年度 (令和8年度)		2027年度 (令和9年度)		桃花小学校 25～29学級程度を想定。
供用校	桃園第二小学校				
学年	児童数	学級数	児童数	学級数	
1	79	3	62	2	
2	65	2	78	3	
3	65	2	64	2	
4	66	2	64	2	
5	61	2	66	2	
6	48	2	61	2	
計	384	13	395	13	

※ 35 人学級編制基準に基づく。

(参考)現在の2校の児童数及び学級数 (令和4年 5 月 1 日現在)

学年	桃園第二小学校		桃花小学校	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1	63	2	129	4
2	49	2	119	4
3	65	2	120	4
4	63	2	125	4
5	37	1	128	4
6	63	2	127	4
特通	—	—	(48)	(3)
合計	340	11	748	24

※「特通」は特別支援学級通級者数(内数)

第2章 改修予定概要

(1) 諸室配置

配置図、平面図、断面図のとおり

(2) 改修予定概要

中野中学校跡施設

① 所在地

東京都中野区中野一丁目57番12号(住居表示)

② 敷地面積

10,148.11m²(現行)

③ 建物面積等

建設年度:昭和41年

用 途:小学校

構 造:RC造

階 数:4階建

面 積:校舎棟

1階 1,355.17m² 2階 1,409.14m²

3階 1,409.14m² 4階 1,409.14m²

RF階 68.27m² (延床面積:5,650.86m²)

屋内運動場棟

1階 786.68m² 2階 827.13m²(延床面積:1,613.81m²)

付属棟1

1階 26.44m²

付属棟2

1階 14.44m²

※耐震補強工事後の数値等を記載。

【代替校舎等活用計画校】

① 桃園第二小学校

所在地 東京都中野区中野六丁目13番1号(住居表示)

② 桃花小学校

所在地 東京都中野区中央五丁目43番1号(住居表示)

第3章 整備方針

- ・既存建築物の改修を基本とし、計画通知手続きは見込まない(増築等を行わない)。
- ・内装、電気設備、機械設備は老朽化に伴い、全面改修とする。
- ・諸室の配置については、改修のしやすさ等を考慮して既存の配置を活かしながらも、将来の活用も見据えたものとする。
- ・屋内プール跡は特別教室(音楽室、図工室、理科室、家庭科室)として整備する。
- ・給食室は想定児童数の多い桃花小学校の利用を見越した広さを実施設計で引続き検討する。
- ・外構や外壁については、安全性を考慮のうえ、既存のものを可能な限り再利用する。ただし、再利用する場合においても、見た目の劣化が激しい場合には、児童が気持ちよく学校生活を過ごせるように再塗装などの改修を行う。
- ・耐震補強位置については、変更となる可能性がある。

第4章 建築想定計画

本計画において、想定した内容は下記のとおりである。

(1) 外構改修計画

- ・駐車場や駐輪場などの設置は既存スペースを基本とする。
- ・ユニバーサルデザインの考え方に立って、玄関へ移動経路の段差解消として階段に併設するスロープの新設を行う。
- ・小学校に求められる遊具はすべて新設とする。また、鉄棒や水飲み場は児童が使用しやすい高さに改修する。
- ・門扉やフェンスは既存の再利用を基本とするが、劣化が著しくその機能を果たせないものは改修を行う。防球ネットは、基礎・支柱部分は再利用し、ネットは張替とする。
- ・外部からの視線制御及び校庭から外部への砂飛散を防ぐため、防球ネット沿いに防砂ネットを設置できるか検討する。
- ・倉庫等も再利用を基本とするが、シャッター等が破損している場合は取り替えるなどの改修を行う。また、劣化が著しく、使用に耐えられない場合は安全面を考慮して撤去とする。
- ・校庭周囲の雨水排水側溝、グレーチング及び雨水枡は劣化の著しいものは改修を行う。
- ・改修工事に伴い樹木の伐採等を行う場合は、必要に応じ中野区の所管と協議すること。

(2) 内装改修計画

- ・床は、給食室、下処理室、玄関、各階段室、北側の廊下部分(C 階段前)を除き、OA フロアアのうえ、置き式ビニル床タイル程度とする。
- ・内部廊下部分と教室間の壁は、建築基準法施行令第 114 条による間仕切り壁が求められる。軽量鉄骨下地を基本とし、遮音にも十分配慮すること。教室への出入口は片引き戸を基本とする。
- ・給食室・下処理室と廊下・階段とは不燃区画とし、設ける開口部も準じること。
- ・階段室は建築基準法施行令第 112 条による区画が求められる。特定防火設備は扉を基本とするが、必要に応じシャッターでも可とする。
- ・階段から屋外への出口に至る経路は、東京都建築安全条例第 8 条による区画が求められる。防火設備は扉を基本とするが、必要に応じシャッターでも可とする。
- ・2 階屋内運動施設への出入り口は、建築基準法施行令第 112 条による防火設備を設置すること。
- ・屋内運動施設内に小学校で必要とされる肋木を設置する。天井吊り下げバスケットボールゴール板、舞台設備を新設し非構造部材落下防止策を施す。また、既存天井の木毛板の落下防止措置を行うこと。
- ・4 階廊下の外壁に面する建具は、排煙設備として建具の改修を行う。
- ・各便所は乾式とする。
- ・玄関ホールから特別教室への階段に、段差解消として車いす用リフトを設置する。

- ・特別教室天井は、上階の屋内運動施設の階下のため、防振天井を基本とする。

(3)外壁防水改修計画

- ・外壁は非破壊検査による全面調査をしたうえで再塗装とする。クラック等が発見された場合適宜対処を行うこと。打ち継ぎ目地、伸縮目地、建具周囲のコーキングの打ち替えを行うこと。

第5章 電気設備想定計画

本計画において、想定した内容は下記のとおりである。

(1)受変電設備

- ・屋上にキュービクルを新設する。
- ・上記に伴い、UGS、高圧ケーブルも改修する。

(2)幹線・動力設備

- ・屋上キュービクルから各動力制御盤に幹線ケーブルを敷設する。
- ・各所に動力制御盤を設置し、動力機器等に電源の供給を行う。
- ・施設管理室に警報盤を設け、職員室に一括警報を行う。

(3)電灯コンセント設備

- ・屋上キュービクルから各電灯分電盤に幹線ケーブルを敷設する。
- ・各所に電灯分電盤を設置する。
- ・照明器具はLED照明を主体とする。
- ・人感センサーによる照明制御を行う。
- ・屋内運動場に舞台照明を設置する。
- ・屋外校庭照明は設けないが、通路等動線の明かりは確保する。

(4)拡声設備

- ・校内非常放送システムを整備する。
- ・施設管理室に放送アンプを設置し、職員室、事務室にリモートマイクを設置する。
- ・屋内運動場、音楽室にローカル放送を整備する。

(5)電話設備

- ・2階倉庫にPBXを設置する。
- ・電話引込は光+10Pとする。
- ・校内及び校庭にPHS通信設備を整備する。

(6)構内情報通信網設備

- ・教育系(緑)、庁内系(水色)、校務系(黄色)のLAN回線を整備する。

(7)テレビ共同受信設備

- ・CATVケーブル引込を行う。
- ・テレビ端子は職員室、施設管理室等に設ける。

(8)防犯カメラ設備

- ・正門、管理用門等に防犯カメラを設置する。
- ・施設管理室、職員室にモニターを設置する。

(9)誘導支援設備

①トイレ呼出表示設備

- ・バリアフリースイッチに緊急呼出し押釦を設置する。
- ・職員室及び施設管理室に呼出表示器を設置する。

②インターホン設備

- ・正門、管理用門等と施設管理室、職員室にインターホンを設置する。
- ・正門、管理用門等に電気錠を設置する。

③学校110番設備

- ・緊急用として学校から警察への自動通報を行う学校110番設備機器を職員室、押釦を職員室、事務室、施設管理室に設置する。

④校内緊急通報装置設備

- ・緊急通報装置受信機を職員室に設置する。
- ・発信機、中継器を各所に設置する。

(10)機械警備設備

- ・機械警備用機器が設置できるように空配管、ボックス等を設置する。

(11)自動火災報知設備

- ・P型1級複合受信機を設置する。
- ・受信機は施設管理室、副受信機を職員室に設置する。
- ・受信機は消火ポンプ等の警報も取り込む。

(12)防災設備

- ・移動系防災無線の配管配線(10D-FB)を敷設する。

(13)電気時計設備

- ・校庭、屋内運動場に電気時計を設置する。
- ・親時計は職員室に設置する。

(14)太陽光発電設備

- ・太陽光発電設備は設置しない。

(15)その他

- ・屋内運動場棟東側外壁に弱電端子盤を設け、職員室と各弱電幹線を敷設する。

(16)別途工事

- ・機械警備設備
- ・構内情報通信網設備(ルーター、主幹HUB、アクセスポイント)

第6章 機械設備想定計画

本計画において、想定した内容は下記のとおりである。

1 機械設備基本方針

(1)安全と安心の確保

- ・建築基準法、消防法その他関係法規・各種条例等に準拠した設備計画を行う。
- ・児童の学校生活において、安全性に配慮した設備機器等の選定及び配置計画を行う。
- ・避難施設としての機能を維持するため、必要な耐震性能を確保し、災害時においても事故・破損が生じないよう設備計画を行う。

(2)快適性、利便性の確保と効率的なコスト計画

- ・室内の空気環境を児童が学校生活に適した、快適な状態に維持できる設備を導入する。
- ・設備機器は、操作が容易なものを導入するとともに、集中管理等利便性を図った計画とする。

(3)地域周辺環境への配慮

- ・設備機器の配置計画にあたっては、地域周辺の景観を損なわないよう配慮し配置計画を行う。
- ・学校敷地内及び近隣に対する騒音、振動、臭気等の環境に配慮した配置及び設備計画とする。

(4)フレキシビリティ・機器更新・メンテナンスの容易な設備計画

- ・学校施設の将来計画に配慮した設備機器の配置、ルート計画を行う。
- ・設備機器は、メンテナンスや改修などが必要となるため、供給の安定している汎用品を主に用いることで、交換部品を共通化し、予備品の運用を効率的に行える計画とする。
- ・設備機器のメンテナンス、更新スペース並びに搬入導線を適切に確保する。
- ・設備機能の向上に伴いメンテナンスが複雑にならないよう配慮する。

(5)省エネルギーや地球環境への配慮

- ・小学校の設備機器は、間欠的に使用されることが多いため、負荷変動に対応できるよう配慮した高効率機器、節水機器の使用により、資源の節約と有効利用を考慮した設備計画とする。
- ・ライフサイクルコストと共に CO2 排出量についても比較し、環境負荷の低減に配慮した設備計画とする。
- ・設備の操作性を容易にすることで、効率的な運用を可能とし、運用時における環境負荷の低減に寄与できる設備計画とする。
- ・省エネルギーや地球環境に配慮した計画とする。

2 給排水衛生設備計画

(1) インフラ計画

① 給水設備

もみじ山公園側道路 既存水道本管 200A

既存引込管 上記水道本管より 50A 引込管あり…撤去し一般系統用 75A の新設引込を行う。

既存引込管 上記水道本管より 75A 引込管あり…撤去する。

② 排水設備

既設公設枥を極力利用し、下水道本管への放流を行う。

③ ガス設備

もみじ山公園側道路 既存ガス本管 150A

既存引込管 上記ガス本管より 150A 引込管あり…屋上 GHP 系統用 として再利用する。

既存引込管 上記ガス本管より 100A 引込管あり…給食系統、一般系統として再利用する。

既存引込管 上記ガス本管より 100A 引込管あり…GHP 系統、一般系統として再利用する。

※地境バルブ以降の新設は、本工事、本管～地境バルブまでの配管撤去、ガスパージは、東京ガスネットワーク工事。

(2) 衛生器具設備

- ・衛生器具は、ユニバーサルデザイン及び節水型の器具を採用する計画とする。
- ・便所の手洗器は、自動水栓を採用する。
- ・その他トイレ以外の水栓は、給食室を除き、基本的に手動式とする。給食室内の手洗いは、自動手指洗浄ができる器具を設置する。
- ・児童用便座は、暖房便座を設置する。
- ・児童用便座以外のトイレは、温水洗浄便座を設置する。
- ・大便器は基本的に床置型洋風大便器(便ふた有)とし、レバー式フラッシュバルブとする。
- ・バリアフリースイールのオストメイトは、電気温水器を設置する。
- ・小便器は、清掃が容易な壁掛低リップストール型とし、センター一体型超節水タイプを計画する。
- ・シャワー器具は、安全性を考慮しサーモスタット式(高温出湯制限付き)を採用する。

(3) 給水設備

本計画では、もみじ山公園側の水道本管より一般系統用給水 75A を引込み、必要各所に給水を行う。既設給水引込管 50A は撤去する。

またプール系統用として既設給水引込管 75A は、撤去する。

- ・一般系統用給水(水飲み用)は、水道直圧直結及び水道直結増圧方式による給水を行う。
- ・一般系統用給水(水飲み用以外)については、休み時間の集中利用を考慮し、受水槽＋加圧給水方式とする。
- ・給食室は、水道直結直圧方式とする。
- ・給食室系統は、私設メーターを設置する。

(4)排水設備

汚水・雑排水計画

- ・建物内は、汚水・雑排水分流方式、敷地内は、汚水・雑排水、雨水分流方式により下水道本管へ放流を行う。
- ・一部の地下となる部分の排水は、地下ピットからポンプアップによる排水方式とする。
- ・公共桧は、既存利用を基本とし、下水道本管への負荷低減のため極力系統を分け放流する計画とする。
- ・給食室の排水は、グリーストラップを設置する。(屋外設置)
- ・図工室、図工準備室の排水は、石膏や粘土などの流出を防止するため、プラスタートラップを設置する。
- ・1 階 A 便所の排水は、1 階系統を単独とし既設スリーブを再利用して排水する。2 階より上階系統は、外壁側 PS 排水立管に集め 1 階床上の腰壁にて屋外に出し排水する。1 階系統とは合流にしない。
- ・1 階 B 便所の排水は、1 階系統を単独とし男女間に設けた配管スペースに排水を集め 1 階腰壁にて屋外に排水する。2 階より上階系統は、内部 PS 排水立管に集め 1 階男女間の配管スペースに導き、1 階系統排水横主管の上を配管して 1 階腰壁にて屋外に排水する。1 階系統とは合流にしない。
- ・1 階バリアフリートイレの排水は、器具背面に設ける配管スペースに床上配管し、1 階腰壁にて屋外に排水する。

排水種による系統は、以下とする。

- 1) 一般汚水・雑排水系統……………直接放流
- 2) 厨房排水系統……………グリーストラップ(屋外設置)
- 3) 雨水排水系統……………直接放流

- ・排水は、基本的に自然勾配による自然流下方式として計画を行う。

(5)給湯設備

- ・各室個別方式とする。多くの給湯量の必要な給食室系統は、ガス給湯器を採用する。

- ・ガス瞬間湯沸器は、潜熱回収型ガス瞬間湯沸器(屋外設置)を採用し、各所に給湯を行う。
- ・流し台等の部分的な給湯は、貯湯式電気温水器を設置し、下記の容量を基本に検討する。

管理室、理科準備室流し台・・・・・・・・・・・・・・20L

上記以外の流し台、ミニキッチン(保健室、事務室、職員室、更衣・休憩室(給食室)、事務室).....13L

(6)都市ガス設備

- ・既存ガス本管 150A より 150A,100A,100A の既存引込みを利用し、都市ガス(東京ガスネットワーク)を必要箇所へガスの供給を行う。

- ・給食室系統、家庭科室・理科室系統は、ガス緊急遮断弁、操作盤をそれぞれ設置する。

緊急遮断弁に付随するガス感知器は、機械設備工事とする。

ガス計量区分は、以下の通りとする。

一般ガス系統・・・・・・家庭科室、理科室、ガス給湯器

厨房ガス系統……………厨房機器、ガス給湯器

空調ガス系統……………GHP 系統

(7)消火設備

- ・消防法及び東京都火災予防条例に準拠した消火設備を設置する。

- | | | | |
|--------|-------------|----|-------|
| ・防火対象物 | 消防法施行令 別表第1 | 全体 | 16 項口 |
| | | 学校 | 7 項口 |

- ・必要消火設備は、以下の通り。

- ・消火器(所管対応)……………一般階の延床面積 150 m²以上、地階は、50 m²以上

- ・屋内消火栓設備(易操作性 1 号) ……耐火建築物 延床面積 2100 m²以上

- ・連結散水設備・・・・・・・・・・地階面積 700 m²以上

※連結散水設備は、連結送水管設備＋排煙設備の設置により免除。

(消防法施行規則第三十条の二の二)

※厨房の防火区画を 200 m²未満とするため、不活性ガス等の特殊消火設備は、設置不要。

- ・消火器(所管対応)は、屋内消火栓ボックス内蔵型または壁埋込ボックスを基本とする。

- ・各階で屋内消火栓設備を目視確認の容易な箇所に設置し、初期消火し易い計画とする。

- ・屋内消火栓は、易操作性 1 号消火栓とする。

- ・屋内消火栓は、最上階を除く屋上部分(屋上緑化部分等人の出入りがある箇所)も警戒範囲に入れる。

- ・消火水槽は、地下ピット利用を計画する。(屋内消火栓設備 5.2 m³以上)

- ・屋外設置ガス機器(GHP、ガス給湯器等)で設置エリアのガス消費量が 350KW 以上となる場合は、移動式粉末消火設備の設置を検討する。

- ・消防水利は、防火水槽(40 m³タイプ、採水口 65A×1)を新設する計画とする。

(8)校庭散水設備

- ・校庭散水設備用の配管工事を行う。
- ・給水方式は、直結直圧方式とする。(水圧が足りない場合は、受水槽＋ポンプ直圧方式)

3 空気調和設備計画

(1)熱源設備

- ・利便性、保守性、耐久性、安全性などを考慮し計画を行う。
- ・空冷ヒートポンプエアコンを基本とし、電気式空冷ヒートポンプエアコンとガス式空冷ヒートポンプエアコンの各々の特性を生かした 快適な空調を実現するとともに、費用対効果においても計画を行う。
- ・高効率機器を採用し、省エネルギーに努める。

(2)空調設備

①設計条件 (東京都)

「国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修 建築設備設計基準 平成 30 年版による。」

②教室等の空調

- ・普通教室、特別支援教室、特別教室については、ランニングコストが安価であり、暖房の立ち上がりの早いガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコンを採用する。
- ・既存の空調方式がファンコイルユニットやGHPにて空調している部屋は、ガスヒートポンプ式ビル用マルチエアコンとする。
- ・使用時間が随時である諸室等については、電気ヒートポンプ式ビル用マルチエアコンを採用する。
- ・各室の室内機は、加湿器内蔵型とする。

③屋内運動場の空調

- ・屋内運動場の空調については、電気ヒートポンプ式ビル用マルチエアコンにより空調を行う。
- ・屋内運動場は、気積が大きいため、キャットウォーク下レベルまでの居住空間のみ空調し、エネルギー効率を高める計画とする。
- ・室内機は、天井吊形をキャットウォーク下に設置する。
- ・室外機は、地上に設置する。

④給食室の空調

- ・給食室の空調については、電気ヒートポンプ式ビル用マルチエアコンにより空調を行う。

- ・調理室、洗浄室等は、厨房機器による発熱、多大な換気により部屋全体を一定の温度に空調するには、かなりのエネルギーを要するため、空調は、食品の衛生管理上最低限の空調及び、調理員に対するスポット空調を基本とする。
- ・室調機は、厨房用天吊型エアコンを採用し、調理した食事に直接冷風が当たらないなど考慮した配置を行う。
- ・室外機は、地上に設置する。

⑤各居室の加湿

- ・下記の居室については、加湿を行う。
普通教室、特別支援教室、職員室、校長室、管理室、保健室、事務室、少人数指導教室、図工室、コンピュータ室、図書室、音楽室
- ・加湿方式については、各室内機に加湿器内蔵型とし、夏期などの加湿が不要な期間は水抜きが可能な対応をする。

(3)換気設備

①一般室の換気

- ・空調を行う部屋は、外気負荷低減のため、全熱交換器にて第1種換気を行い、省エネルギーに努める。
- ・換気原単位は、居室については学校環境衛生基準、建築基準法を満たした風量とする。
- ・居室のエアバランスについては等圧とし、廊下(便所排気等)の負圧分は、自然換気により給気を導入する。
- ・居室の全熱交換器の排気を廊下エアバランス用に使用することは、ウイルスの空気感染予防の観点から極力採用しない。

②給食室の換気

- ・調理室(給食室)は、多大な換気量が必要となるため、部屋の環境に大きな影響を与えることとなる。
- ・厨房排気は、外壁面に有圧換気扇を設置する。
- ・給気は、屋上よりダクトにて外気を取入れ、外壁面を屋外露出で立下げ、給気ファンを経由して厨房内に給気する。
- ・給気ファンは、地上に設置する。

③屋内運動場の換気

- ・給気ファン(有圧換気扇)により適切な外気導入を行う。
- ・排気ファン(有圧換気扇)により排気を行う。

(4)自動制御設備

- ・空調温度管理については、各室リモコンで行うことを基本とする。
- ・学校全体の空調設備は、管理員室に設置する集中リモコンにより空調機の発停を管理する（ON/OFF リモコン）。
- ・換気用送風機は、タイマー運転、人感センサー連動運転、手動運転など各室の運用方法に合わせて、効率的な制御方法を選定する。
- ・ガス遮断弁及び操作弁とガス感知器間の計装工事を行う。

(5)排煙設備

- ・建築基準法上、学校用途のため設置不要とする。
- ・東京都建築安全条例第十二条により、4階以上の階に教室を設置する場合は、排煙設備が必要となるが排煙上有効な開口を確保することによる対応とする（建築工事）。
- ・連結散水設備の代替として、機械排煙設備が必要となった場合は、設置する。

第7章 施設規模想定

中野中学校跡施設代替校舎の施設規模

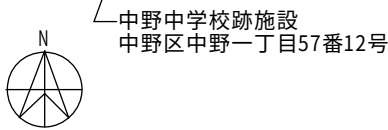
種類	室名	規模 (コマ数)	室数	1室規模 (㎡)	合計 (コマ数)	合計 (㎡)
普通教室	普通教室	1	24	66	24	1584
	予備教室	1	4	66	4	264
特別教室等	理科室・準備室	2	1	132	2	132
	図工室・準備室	2	1	132	2	132
	音楽室・準備室	2	1	132	2	132
	家庭科室・準備室	2	1	132	2	132
	図書室・準備室	2	1	132	2	132
	ランチルーム・多目的室	1.5	1	99	1.5	99
	コンピュータ室・学習室	0.5	2	33	1	66
	少人数指導教室	1	2	66	2	132
	特別支援教室	1	1	66	1	66
	児童会室	0.5	1	33	0.5	33
管理諸室	職員室	2	1	132	2	132
	校長室	0.5	1	33	0.5	33
	事務室	0.5	1	33	0.5	33
	施設管理室	0.5	1	33	0.5	33
	事務用倉庫・管理倉庫	0.5	1	33	0.5	33
	保健室	1	1	66	1	66
	教育相談室	0.5	1	33	0.5	33
	印刷室	0.5	1	33	0.5	33
	倉庫・教材室	0.5	9	33	4.5	297
	教職員更衣室	0.5	2	33	1	66
	放送室	0.5	1	33	0.5	33
	会議室	0.5	1	33	0.5	33
給食室	給食室	4	1	264	4	264
	配膳室	0.5	3	33	1.5	99
屋内運動施設	屋内運動場	12.5	1	825	12.5	825
共用ほか	玄関ホール	4	1	66	4	264
	PTA室	0.5	1	33	0.5	33
	備蓄倉庫・ポンプ室	0.5	2	33	1	66
小計					—	5,280.00
その他共用	トイレ 【内訳】 ・1階 男女3箇所 バリアフリートイレ1箇所 ・2階～4階 男女2箇所					320.00
その他共用 (調整分)	廊下・階段ほか					1705.55
施設合計						7,305.55

※1コマ66㎡程度。面積については今後の検討、調整により増減することがある。

※備蓄倉庫・ポンプ室について、実際のポンプ室は2室あるが、小さいため表中は1室としている。

案内図 S:1/5,000

配置図 S:1/600



建物概要

建物名称：中野中学校跡施設

住所：東京都中野区中野一丁目5 7 番 1 2 号

敷地面積：11, 148.11㎡

建設年 昭和41年

主な用途：小学校

構造：RC造

階数：4階建て、建物高さ： 14, 900m

延べ床面積：7, 305.55㎡

校舎棟合計面積：5, 650.86㎡

1 階： 1, 355.17㎡、2 階： 1, 409.14㎡

3 階： 1, 409.14㎡、4 階： 1, 409.14㎡

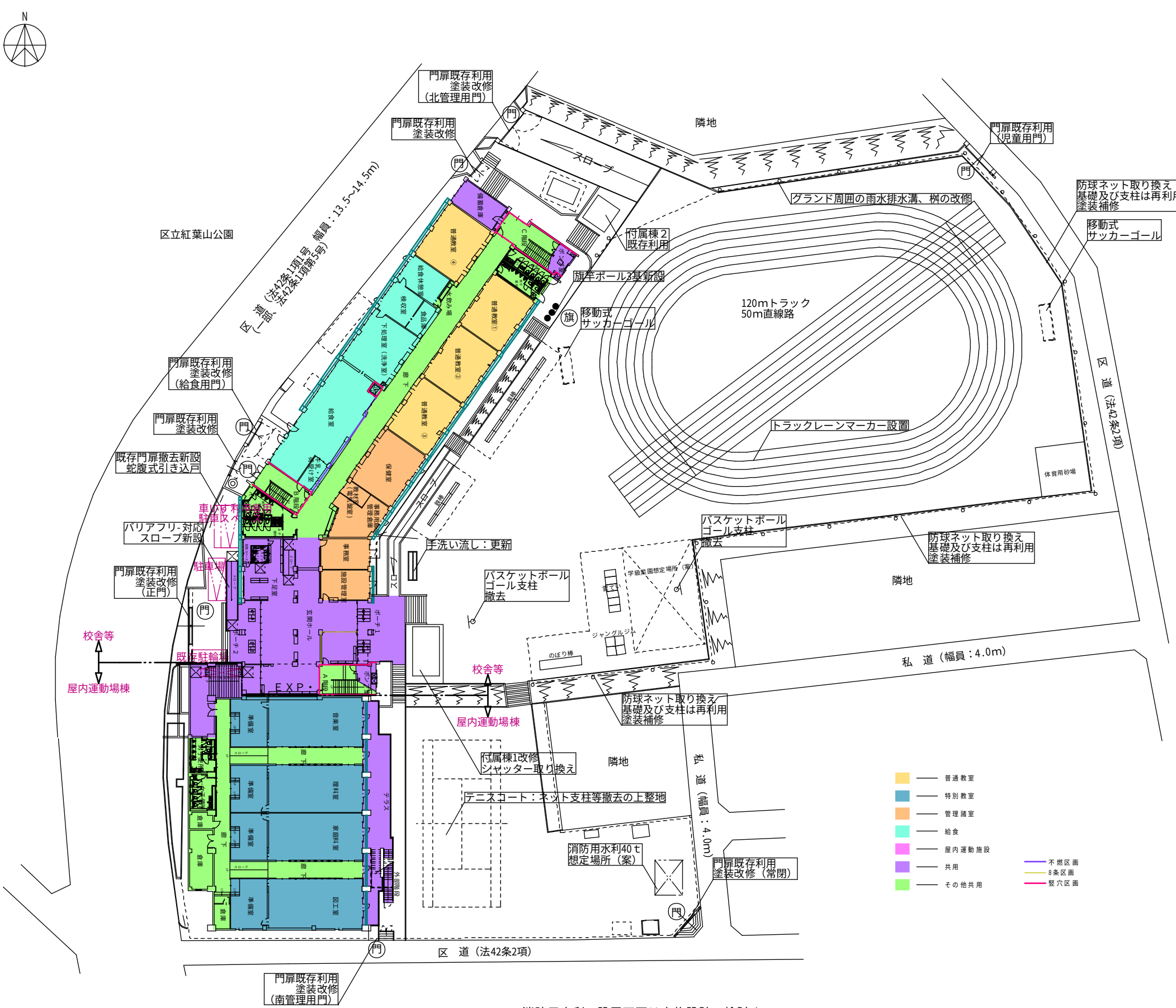
RF階： 68.27㎡

屋内運動場棟合計面積：1, 613.81㎡

1 階： 786.68㎡、2 階： 827.13㎡

付属棟1：26.44㎡

付属棟2：14.44㎡



- 普通教室

特別教室

管理諸室

給食

屋内運動施設

共用

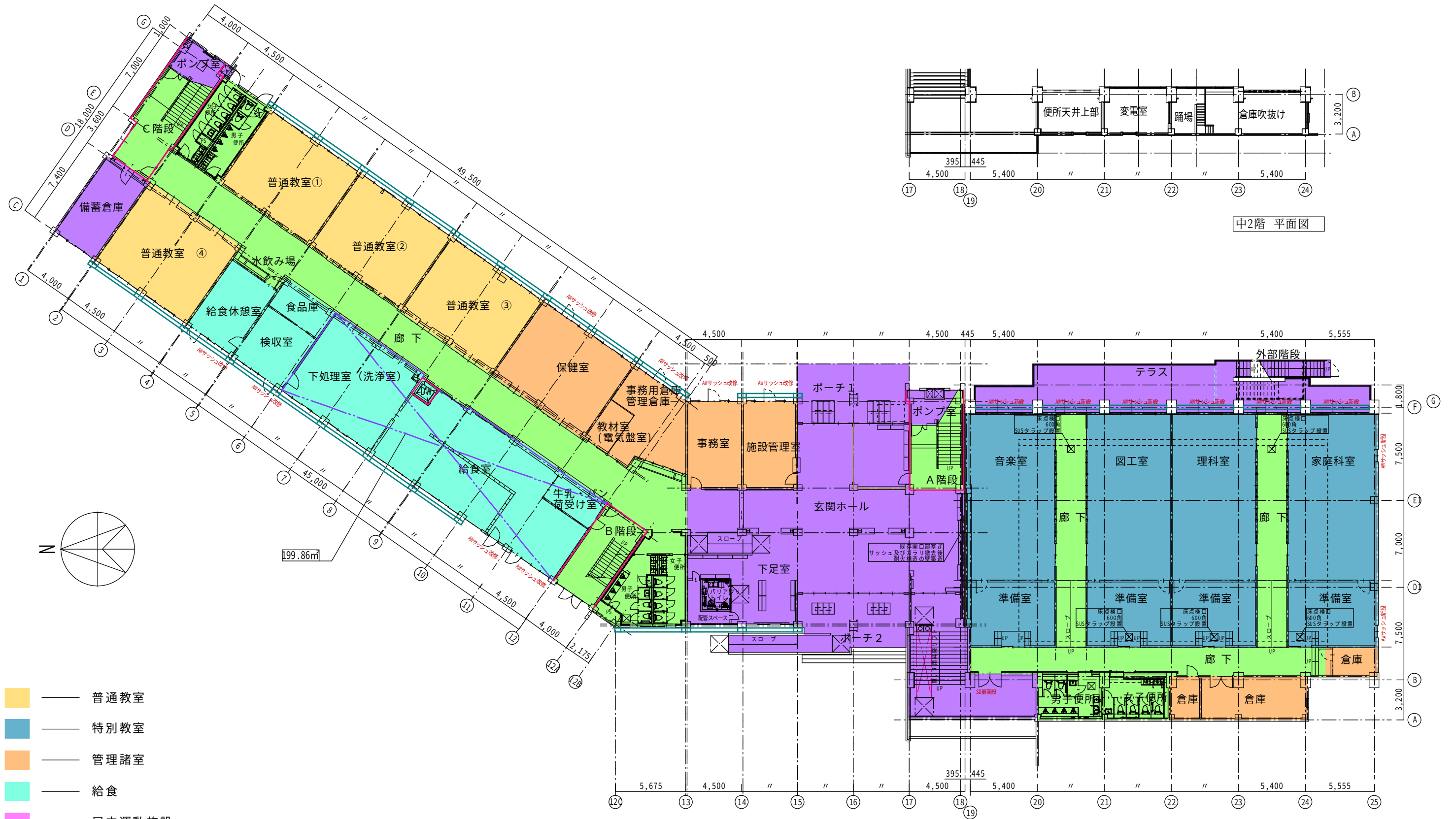
その他共用
- 不燃区画

8条区画

縦穴区画

※消防水利の設置可否は実施設計で検討する。
※都市計画において、西側道路は区内優先整備路線に指定されている。

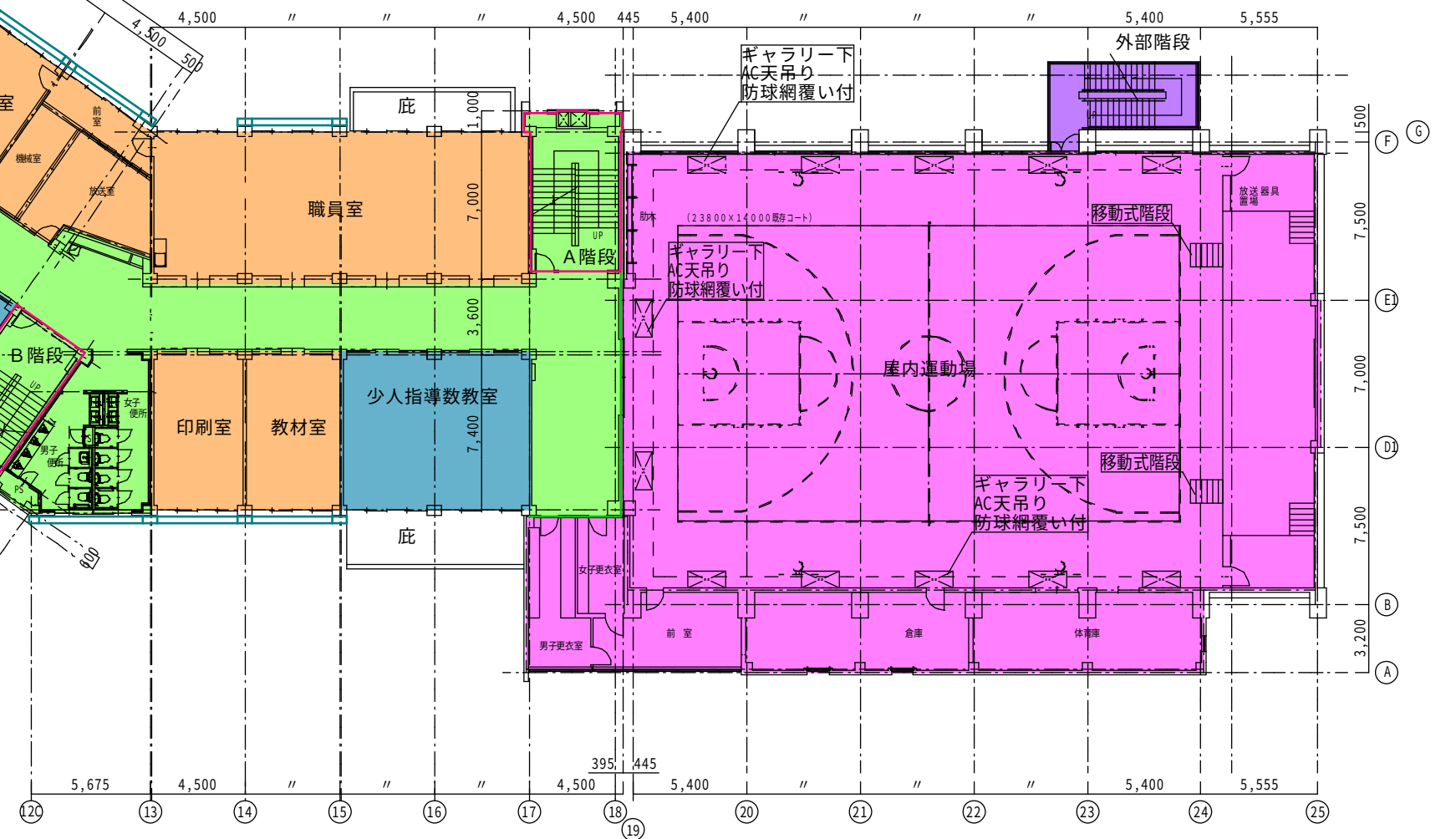
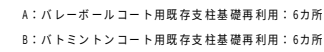
案内図・配置図	縮尺	A3:1/5,000・600
2023年2月	図面番号	A-01



- 普通教室
- 特別教室
- 管理諸室
- 給食
- 屋内運動施設
- 共用
- その他共用

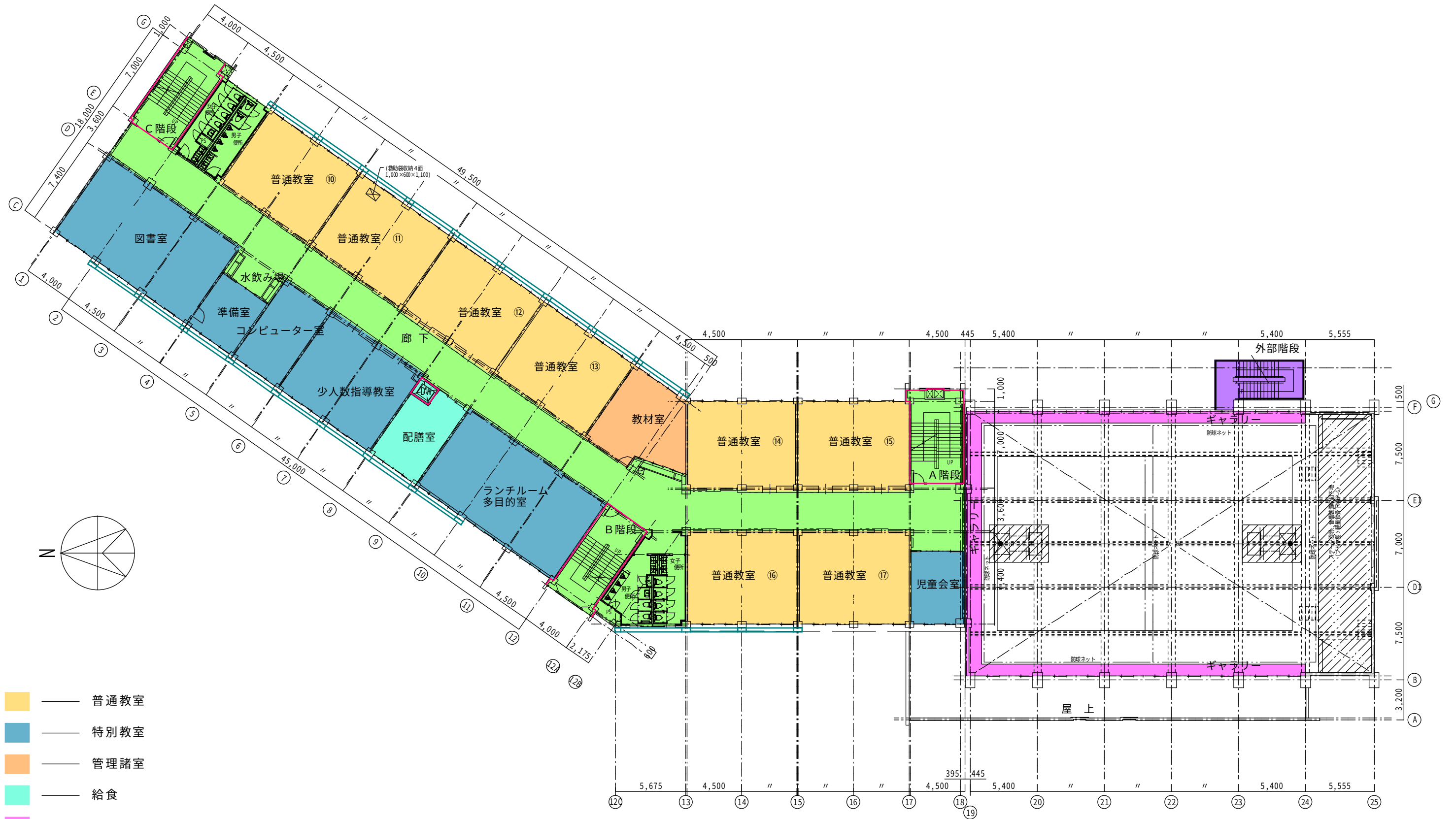
- 不燃区画
- 8条区画
- 竪穴区画

1 階改修平面図	縮尺	A3:1/300
2023年2月	図面番号	A-02



— 112条区画
— 豎穴区画

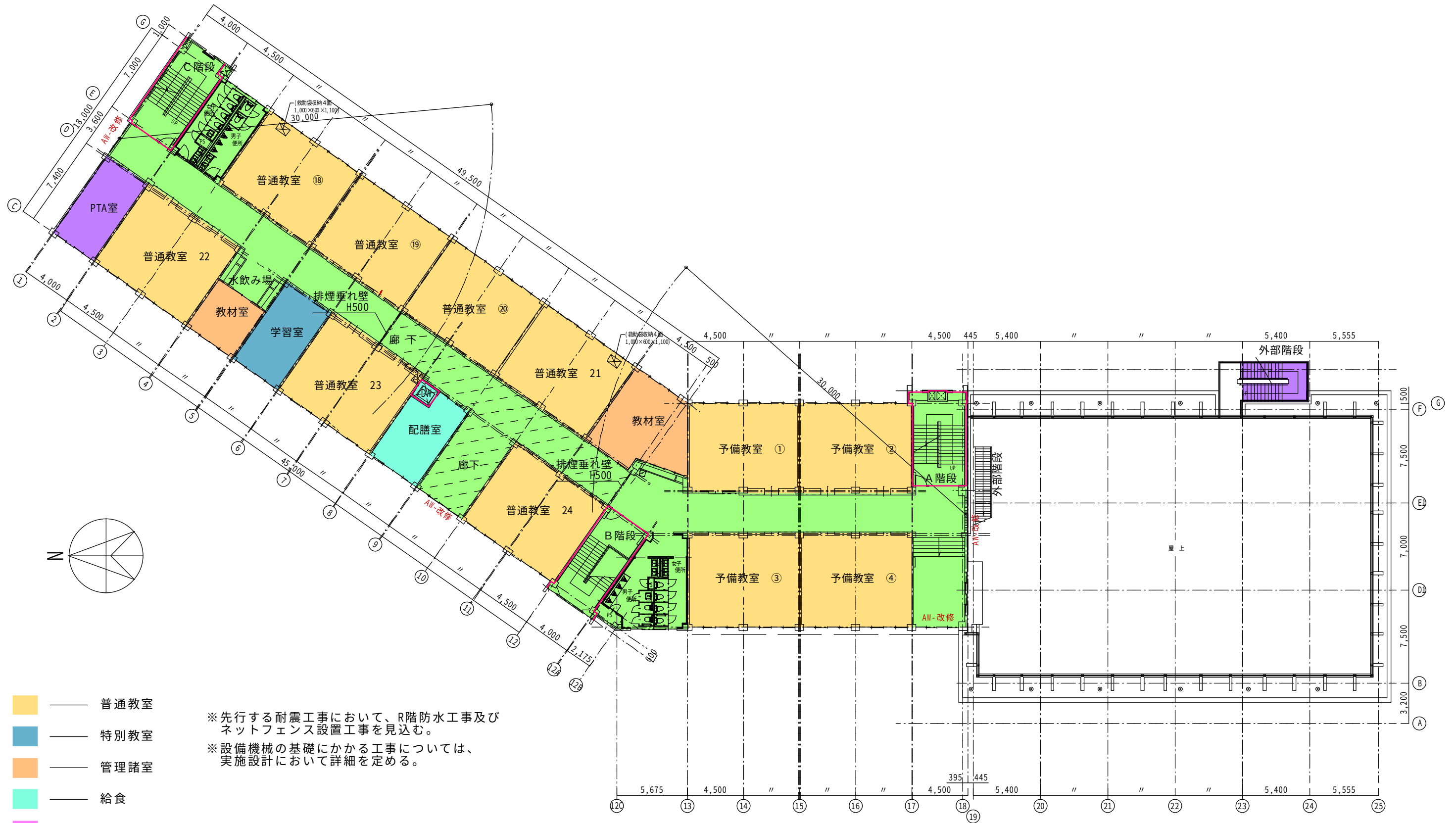
2 階改修平面図	縮尺	A3:1/300
2023年2月	図面番号	A-03



- 普通教室
- 特別教室
- 管理諸室
- 給食
- 屋内運動施設
- 共用
- その他共用

―― 縦穴区画

3 階改修平面図	縮尺	A3:1/300
2023年2月	図面番号	A-04

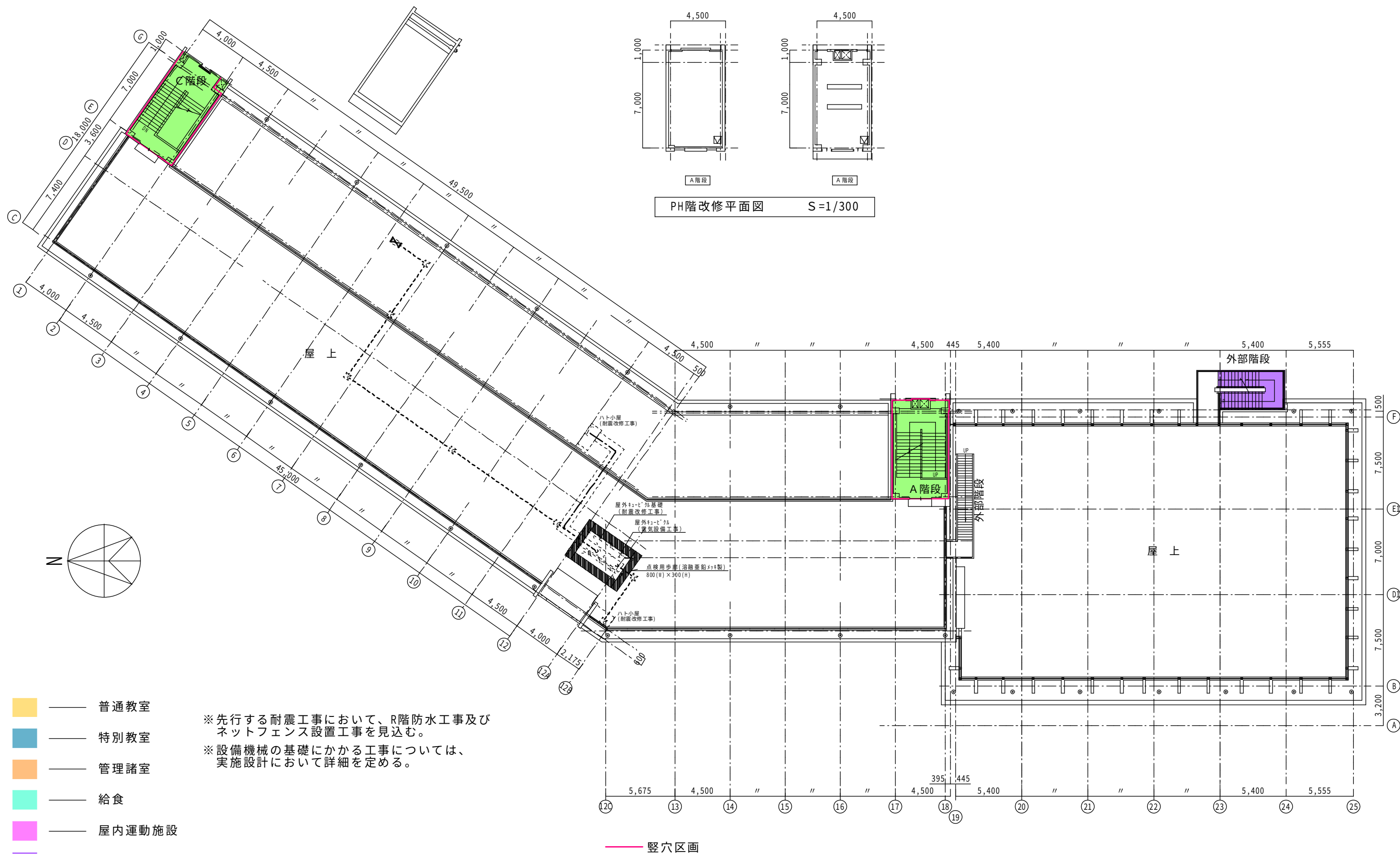


- 普通教室
- 特別教室
- 管理諸室
- 給食
- 屋内運動施設
- 共用
- その他共用

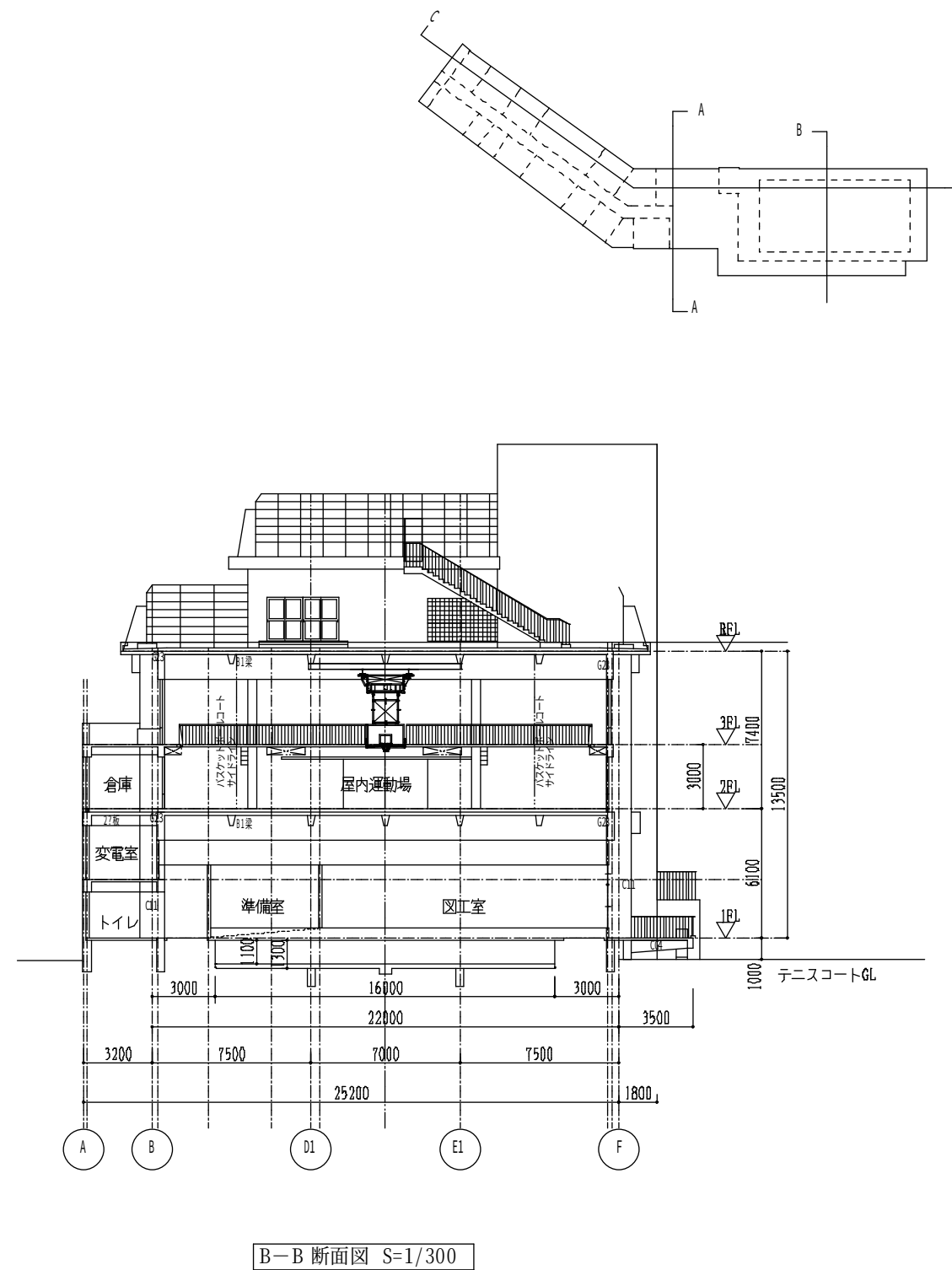
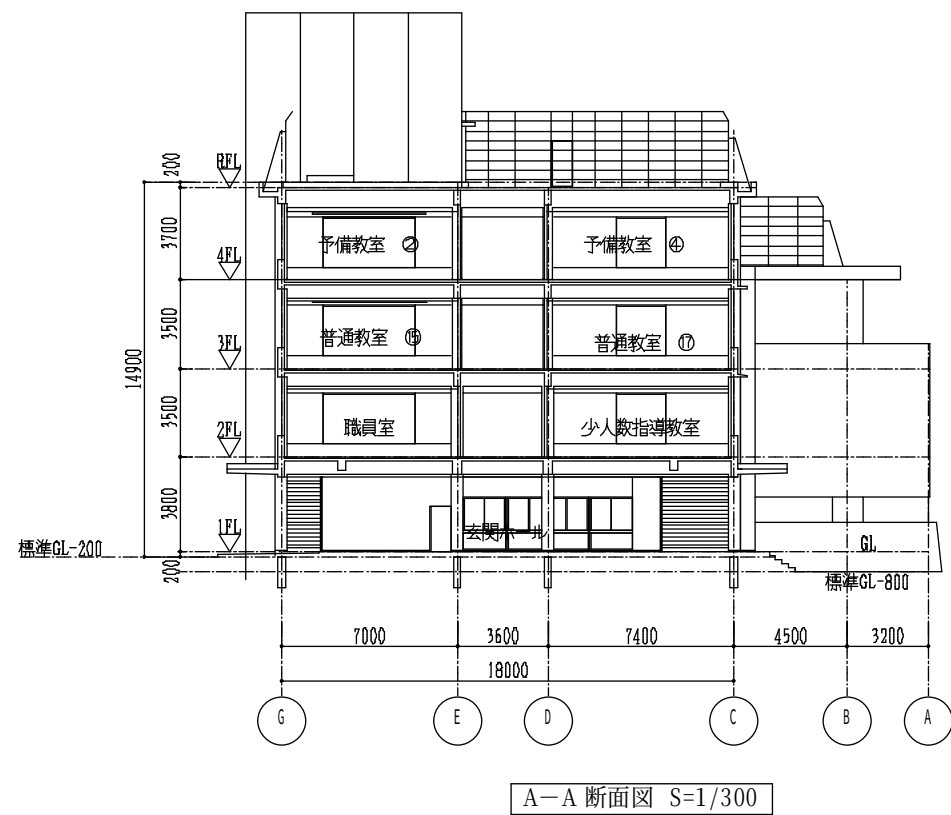
※先行する耐震工事において、R階防水工事及び
ネットフェンス設置工事を見込む。
※設備機械の基礎にかかる工事については、
実施設計において詳細を定める。

縦穴区画

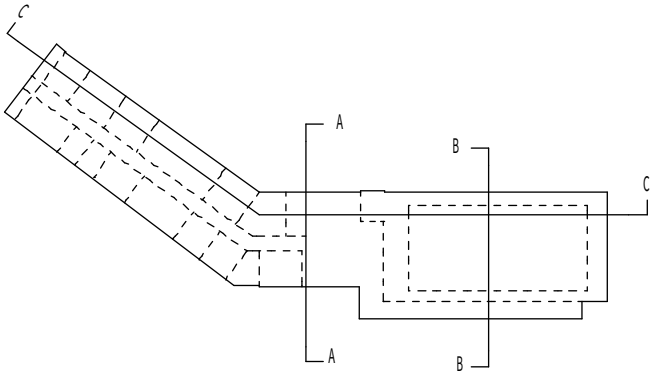
4 階・PH階改修平面図	縮尺	A3:1/300
2023年2月	図面番号	A-05



R階・PH階改修平面図	縮尺	A3:1/300
2023年2月	図面番号	A-06



断面図-1	縮尺	A3:1/300
2023年2月	図面番号	A-07



断面図-2	縮尺	A3:1/300
2023年2月	図面番号	A-08